

名古屋港管理組合公報

平成19年3月30日
(金曜日)
第392号

目次	
条 例	
○名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例	1
○勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	1
○特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	2
○特別職の職員及び職員の給料の特例に関する条例	2
○給与条例の一部を改正する条例	2
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	11
○名古屋港管理組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例	12
規 則	
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	12
○職員の職務の級分類に関する規則の一部を改正する規則	15
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	16
○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	16
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	16
○住居手当規則の一部を改正する規則	16
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	17
○名古屋港管理組合補助金等交付規則	17
○名古屋港ポートビル条例施行規則及び名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則	19
告 示	
○公印の廃止及び新調	19
○平成17年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	20
○平成17年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	20
○平成19年度名古屋港管理組合予算の要領	20
○平成18年度名古屋港管理組合補正予算の要領	26
○平成16年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正	29
○平成18年名古屋港管理組合告示第41号の一部改正	29
○指定管理者の指定	29
○港湾施設の変更	30
○港湾施設の使用再開	30
○港湾施設の廃止	31
○臨港緑地の供用開始	32
○臨港緑地の変更	34
訓 令	
○課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程	36
○事務所規程等の一部を改正する規程	36
○名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部改正	36
○名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正	37

○名古屋港管理組合職員研修規程の一部改正	37
○工事施行規程の一部改正	38
議 会 事 項	
○名古屋港管理組合議会事務局に関する規程の一部改正	38
監 査 委 員 事 項	
○名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	38

条 例

名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。
平成十九年三月三十日
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第一号

名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例
名古屋港管理組合議会委員会条例（昭和三十三年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「はかつて」を「詰つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
第五条第二項中「申し出」を「申出」に、「はかつて」を「詰つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
第五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき、及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
第十一条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。
第十一条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により特別委員の兼任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
第二十七条の次に次の一条を加える。
(参考人)

第二十七条之二 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 前三条の規定は、参考人について準用する。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成十九年三月三十日
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第二号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
勤務時間及び休暇に関する条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

特別職の職員の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第三号

特別職の職員の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の特例に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「百十八万三千元」を「百十六万一千円」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

特別職の職員及び職員の特例に関する条例を公布する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第四号

特別職の職員及び職員の特例に関する条例

(特別職の職員の特例)

第一条 特別職の職員(特別職の職員の特例に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)以下「特別職条例」という。)第一条第二号に掲げる職員(愛知県又は名古屋市の特例職の職にある者を除く。)に限る。この給料月額は、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、特別職条例第二条第一項の規定にかかわらず、特別職条例別表第一に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職条例第二条第二項及び第三項並びに第四条の二に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

(一般職に属する職員の給料月額の特例)

第二条 特例期間における給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)第二条及び第四条第一項に規定する給料(給与条例第二十二条第二項に規定する臨時に雇用する職員に対して支給する給料を除く。以下同じ。)の月額は、給与条例第五条、第六条、別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給与条例に規定する手当及び職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額並びに給与条例第十九条に規定する一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額(給与条例第十三条の規定により減額する場合のその算出の基礎となるものを除く。)は、給与条例第五条、第六条、別表第一及び別表第二の規定により定められる額とする。

一 行政職給料表の適用を受ける職員(以下「行政職員」という。)でその職務の級が八級以上であるもの並びに同

表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として管理者の定めるもの 百分の二
二 行政職職員でその職務の級が七級であるもの(給与条例第八条の第二項の規定により管理職手当を支給される者に限る。)並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として管理者の定めるもの 百分の一

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第五号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「一の」を「いずれかの」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第六条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

第七条中「一日」を「初日」に改め、「期間」の下に「(以下「給与期間」という。)」を加える。

第九条第三項中「三千元」を「四千元」に改める。

第十条の二第二項中「百分の十(管理者が定める者にあつては百分の十二)」を「百分の十二(東京都特別区に在勤務する職員のうち、管理者が定める者にあつては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三の規定に基づく国家公務員の地域手当の支給割合を基準として管理者が定める割合)」に改める。

第十条の三第一項中「もの」を「者(世帯主及びこれに準ずる者が管理者が定めるものに限る。)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 住居手当の月額は、九千五百円(名古屋市、東海市、知多市、弥富市及び飛島村内の住居に居住する者にあつては一万二千円)とする。

第十三条に次の一項を加える。

2 職員が心身の故障(公務上の負傷又は疾病その他管理者が定めるものを除く。)により、特に承認を受けて勤務しないとき(管理者が別に定める場合に限る。)は、給与期間におけるその勤務を要しない勤務時間の全時間数に百分の二十を乗じて得た時間数を、一時間当たりの給与額に乘じて得た額を減額した給与を支給する。
第十八条第二項中「満六月」を「満三月」に改める。
第二十一条の七中「第九項」を「第八項」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	——	159,000	227,900	243,900	262,300	291,600	——	416,400	451,600
2	130,800	164,300	235,800	252,400	271,100	300,800	340,700	430,400	467,100
3	134,800	171,900	243,900	261,000	279,900	310,100	352,400	444,200	482,800
4	138,900	179,700	252,100	269,700	288,800	319,700	364,300	457,900	498,400
5	143,000	187,500	260,500	278,400	297,700	329,400 (333,400)	376,000	471,500	513,700
6	147,400	195,900	268,900	287,100	306,600	339,600 (343,900)	386,500	484,400	528,700
7	152,100	204,300	277,200	295,900	315,600	349,900 (354,500)	396,400 (404,400)	496,500	542,700
8	157,000	212,700	285,500	305,000	325,100	359,700 (364,700)	405,800 (415,900)	507,500	556,500
9	163,200	221,100	293,800	314,200	334,600	368,800 (374,600)	415,000 (426,200)	516,900	570,300
10	170,800	229,400	302,100	323,400	344,200	377,800 (384,500)	424,000 (436,400)	525,400	583,800
11	178,200	237,400	310,400	332,300	353,500	386,600 (394,100)	431,000 (444,900)	532,300	595,800
12	185,200	245,400	318,600	340,400	362,200	394,200 (403,200)	437,200 (452,200)	538,500	607,800
13	191,800	253,300	326,700	348,200	370,000	401,800 (412,200)	442,500 (458,000)	544,500	619,800
14	198,100	261,000	334,500	356,000	377,800	407,200 (419,100)	446,800 (463,300)	549,500	631,700
15	204,000	268,500	341,500	362,300	384,400	412,200 (425,700)	449,900 (468,600)	554,500	643,600
16	209,700	276,000	348,000	368,200	390,700	416,900 (431,900)	453,000 (473,900)	559,500	655,500
17	214,900	282,900	354,200	372,300	394,900	419,900 (436,800)	456,100 (477,000)	564,500	
18	219,700	287,400	359,800	376,400	399,100	422,800 (439,800)	459,200 (480,100)		
19	224,300	291,500	364,800	380,100	402,200	425,700 (442,800)	462,300 (483,200)		
20	228,900	295,300	368,900	383,000	405,300	428,600 (445,700)	465,400 (486,300)		
21	232,400	299,100	372,600	385,800	408,300	431,500 (448,600)	468,500 (489,400)		
22	235,900	302,800	375,500	388,600	411,300	434,400 (451,500)	471,600 (492,500)		
23	239,400	306,100	378,300	391,400	414,300	437,300 (454,400)	474,700 (495,600)		
24	242,800	309,100	381,000	394,200	417,300	440,200 (457,300)	477,800 (498,700)		
25	246,200	311,900	383,200	397,000	420,300	443,100 (460,200)	480,900 (501,800)		
26	249,000	314,700	385,400	399,800	423,300	446,000 (463,100)	484,000 (504,900)		
27	250,800	317,000	387,600	402,600	426,300	448,900 (466,000)	487,100 (508,000)		
28	252,600	318,800	389,800	405,400	429,200	451,800 (468,900)			
29	254,400	320,500	392,000	408,200	432,100	454,700 (471,800)			
30		322,200	394,200	411,000	435,000				
31		323,900	396,400	413,800	437,900				
32		325,500	398,600	416,600	440,800				
33		327,100	400,800	419,400	443,700				
34		328,700		422,200	446,600				
35		330,300		425,000					
36		331,900		427,700					

37		333,500		430,400				
38				433,100				
39				435,800				
40				438,500				

備考

- この表の6級の5号給から29号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の7級の7号給から27号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第2 (第5条関係)

行政職等給料表

職務の級	給料月額
1級	142,200 円
2級	177,800
3級	204,400
4級	214,700
5級	250,000 (264,400)
6級	272,100
7級	287,600 (306,200)
8級	337,700 (368,600)
9級	417,000

備考

- この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第六条第四項及び第五項を次のように改める。

- 職員の昇給は、管理者の定める日に、当該日の属する年度の前年度におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。
 - 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として、管理者が定める基準に従い決定するものとする。
- 第六条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同条第八項中「(昇給期間の短縮を含む。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条に次の一項を加える。
- 第四項から前項までに規定するものは、職員の昇給等に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 第八条の二第一項中「職員」を「職」に改め、同条第二項を次のように改める。
- 前項の管理職手当の月額、同項に規定する職を占め

る職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額
の百分の二十五を超えてはならない。
第二十一条の七中「第八項」を「第七項」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	130,800	159,000	227,900	243,900	262,300	291,600 (333,400)	352,400 (404,400)	430,400	451,600
2	131,800	160,400	229,900	246,100	264,500	293,900 (336,100)	355,400 (407,300)	433,900	455,500
3	132,800	161,700	231,900	248,200	266,700	296,200 (338,700)	358,400 (410,200)	437,400	459,400
4	133,800	163,000	233,900	250,300	268,900	298,500 (341,300)	361,400 (413,100)	440,800	463,300
5	134,800	164,300	235,800	252,400	271,100	300,800 (343,900)	364,300 (415,900)	444,200	467,100
6	135,900	166,200	237,900	254,600	273,300	303,200 (346,600)	367,300 (418,500)	447,700	471,100
7	136,900	168,100	239,900	256,800	275,500	305,500 (349,300)	370,200 (421,100)	451,100	475,000
8	137,900	170,000	241,900	258,900	277,700	307,800 (351,900)	373,100 (423,700)	454,500	478,900
9	138,900	171,900	243,900	261,000	279,900	310,100 (354,500)	376,000 (426,200)	457,900	482,800
10	140,000	173,900	246,000	263,200	282,200	312,500 (357,100)	378,700 (428,800)	461,300	486,700
11	141,000	175,900	248,100	265,400	284,400	314,900 (359,700)	381,300 (431,400)	464,700	490,600
12	142,000	177,800	250,100	267,600	286,600	317,300 (362,200)	383,900 (433,900)	468,100	494,500
13	143,000	179,700	252,100	269,700	288,800	319,700 (364,700)	386,500 (436,400)	471,500	498,400
14	144,100	181,700	254,200	271,900	291,100	322,200 (367,200)	389,000 (438,600)	474,800	502,300
15	145,200	183,700	256,300	274,100	293,300	324,600 (369,700)	391,500 (440,700)	478,000	506,100
16	146,300	185,600	258,400	276,300	295,500	327,000 (372,200)	394,000 (442,800)	481,200	509,900
17	147,400	187,500	260,500	278,400	297,700	329,400 (374,600)	396,400 (444,900)	484,400	513,700
18	148,600	189,600	262,600	280,600	300,000	332,000 (377,100)	398,800 (446,800)	487,500	517,500
19	149,800	191,700	264,700	282,800	302,200	334,600 (379,600)	401,200 (448,600)	490,500	521,300
20	151,000	193,800	266,800	285,000	304,400	337,100 (382,100)	403,500 (450,400)	493,500	525,000
21	152,100	195,900	268,900	287,100	306,600	339,600 (384,500)	405,800 (452,200)	496,500	528,700
22	153,400	198,000	271,000	289,300	308,900	342,200 (386,900)	408,100 (453,700)	499,300	532,200
23	154,600	200,100	273,100	291,500	311,200	344,800 (389,300)	410,400 (455,200)	502,100	535,700
24	155,800	202,200	275,200	293,700	313,400	347,400 (391,700)	412,700 (456,600)	504,800	539,200
25	157,000	204,300	277,200	295,900	315,600	349,900 (394,100)	415,000 (458,000)	507,500	542,700
26	158,600	206,400	279,300	298,200	318,000	352,400 (396,400)	417,300 (459,400)	509,900	546,200
27	160,200	208,500	281,400	300,500	320,400	354,900 (398,700)	419,600 (460,700)	512,300	549,700
28	161,700	210,600	283,500	302,800	322,800	357,300 (401,000)	421,800 (462,000)	514,600	553,100
29	163,200	212,700	285,500	305,000	325,100	359,700 (403,200)	424,000 (463,300)	516,900	556,500

30	165,100	214,800	287,600	307,300	327,500	362,000 (405,500)	425,800 (464,700)	519,100	560,000
31	167,000	216,900	289,700	309,600	329,900	364,300 (407,800)	427,600 (466,000)	521,200	563,500
32	168,900	219,000	291,800	311,900	332,300	366,600 (410,000)	429,300 (467,300)	523,300	566,900
33	170,800	221,100	293,800	314,200	334,600	368,800 (412,200)	431,000 (468,600)	525,400	570,300
34	172,700	223,200	295,900	316,500	337,000	371,100 (414,000)	432,600 (470,000)	527,200	573,700
35	174,600	225,300	298,000	318,800	339,400	373,400 (415,700)	434,200 (471,300)	528,900	577,100
36	176,400	227,400	300,100	321,100	341,800	375,600 (417,400)	435,700 (472,600)	530,600	580,500
37	178,200	229,400	302,100	323,400	344,200	377,800 (419,100)	437,200 (473,900)	532,300	583,800
38	180,000	231,400	304,200	325,700	346,600	380,000 (420,800)	438,600 (474,700)	533,900	586,800
39	181,800	233,400	306,300	327,900	348,900	382,200 (422,500)	439,900 (475,500)	535,500	589,800
40	183,500	235,400	308,400	330,100	351,200	384,400 (424,100)	441,200 (476,300)	537,000	592,800
41	185,200	237,400	310,400	332,300	353,500	386,600 (425,700)	442,500 (477,000)	538,500	595,800
42	186,900	239,400	312,500	334,400	355,700	388,500 (427,300)	443,600 (477,800)	540,000	598,800
43	188,600	241,400	314,600	336,400	357,900	390,400 (428,900)	444,700 (478,600)	541,500	601,800
44	190,200	243,400	316,600	338,400	360,100	392,300 (430,400)	445,800 (479,400)	543,000	604,800
45	191,800	245,400	318,600	340,400	362,200	394,200 (431,900)	446,800 (480,100)	544,500	607,800
46	193,400	247,400	320,700	342,400	364,200	396,100 (433,200)	447,600 (480,900)	545,800	610,800
47	195,000	249,400	322,700	344,400	366,200	398,000 (434,400)	448,400 (481,700)	547,100	613,800
48	196,600	251,400	324,700	346,300	368,100	399,900 (435,600)	449,200 (482,500)	548,300	616,800
49	198,100	253,300	326,700	348,200	370,000	401,800 (436,800)	449,900 (483,200)	549,500	619,800
50	199,600	255,300	328,700	350,200	372,000	403,200 (437,600)	450,700 (484,000)	550,800	622,800
51	201,100	257,200	330,700	352,200	374,000	404,600 (438,400)	451,500 (484,800)	552,100	625,800
52	202,600	259,100	332,600	354,100	375,900	405,900 (439,100)	452,300 (485,600)	553,300	628,800
53	204,000	261,000	334,500	356,000	377,800	407,200 (439,800)	453,000 (486,300)	554,500	631,700
54	205,500	262,900	336,300	357,600	379,500	408,500 (440,600)	453,800 (487,100)	555,800	634,700
55	206,900	264,800	338,100	359,200	381,200	409,800 (441,400)	454,600 (487,900)	557,100	637,700
56	208,300	266,700	339,800	360,800	382,800	411,000 (442,100)	455,400 (488,700)	558,300	640,700
57	209,700	268,500	341,500	362,300	384,400	412,200 (442,800)	456,100 (489,400)	559,500	643,600
58	211,000	270,400	343,200	363,800	386,000	413,400 (443,600)	456,900 (490,200)	560,800	646,600
59	212,300	272,300	344,800	365,300	387,600	414,600 (444,300)	457,700 (491,000)	562,100	649,600
60	213,600	274,200	346,400	366,800	389,200	415,800 (445,000)	458,500 (491,800)	563,300	652,600
61	214,900	276,000	348,000	368,200	390,700	416,900 (445,700)	459,200 (492,500)	564,500	655,500

62	216,100	277,800	349,600	369,300	391,800	417,700 (446,500)	460,000 (493,300)
63	217,300	279,500	351,200	370,300	392,900	418,500 (447,200)	460,800 (494,100)
64	218,500	281,200	352,700	371,300	393,900	419,200 (447,900)	461,600 (494,900)
65	219,700	282,900	354,200	372,300	394,900	419,900 (448,600)	462,300 (495,600)
66	220,900	284,100	355,600	373,400	396,000	420,700 (449,400)	463,100 (496,400)
67	222,100	285,200	357,000	374,400	397,100	421,400 (450,100)	463,900 (497,200)
68	223,200	286,300	358,400	375,400	398,100	422,100 (450,800)	464,700 (498,000)
69	224,300	287,400	359,800	376,400	399,100	422,800 (451,500)	465,400 (498,700)
70	225,500	288,500	361,100	377,400	399,900	423,600 (452,300)	466,200 (499,500)
71	226,700	289,500	362,400	378,300	400,700	424,300 (453,000)	467,000 (500,300)
72	227,800	290,500	363,600	379,200	401,500	425,000 (453,700)	467,800 (501,100)
73	228,900	291,500	364,800	380,100	402,200	425,700 (454,400)	468,500 (501,800)
74	229,800	292,500	365,900	380,900	403,000	426,500 (455,200)	469,300 (502,600)
75	230,700	293,500	366,900	381,600	403,800	427,200 (455,900)	470,100 (503,400)
76	231,600	294,400	367,900	382,300	404,600	427,900 (456,600)	470,900 (504,200)
77	232,400	295,300	368,900	383,000	405,300	428,600 (457,300)	471,600 (504,900)
78	233,300	296,300	369,900	383,700	406,100	429,400 (458,100)	472,400 (505,700)
79	234,200	297,300	370,800	384,400	406,900	430,100 (458,800)	473,200 (506,500)
80	235,100	298,200	371,700	385,100	407,600	430,800 (459,500)	474,000 (507,300)
81	235,900	299,100	372,600	385,800	408,300	431,500 (460,200)	474,700 (508,000)
82	236,800	300,100	373,400	386,500	409,100	432,300 (461,000)	475,500
83	237,700	301,000	374,100	387,200	409,900	433,000 (461,700)	476,300
84	238,600	301,900	374,800	387,900	410,600	433,700 (462,400)	477,100
85	239,400	302,800	375,500	388,600	411,300	434,400 (463,100)	477,800
86	240,300	303,700	376,200	389,300	412,100	435,200 (463,900)	478,600
87	241,200	304,500	376,900	390,000	412,900	435,900 (464,600)	479,400
88	242,000	305,300	377,600	390,700	413,600	436,600 (465,300)	480,200
89	242,800	306,100	378,300	391,400	414,300	437,300 (466,000)	480,900
90	243,700	306,900	379,000	392,100	415,100	438,100 (466,800)	481,700
91	244,600	307,700	379,700	392,800	415,900	438,800 (467,500)	482,500
92	245,400	308,400	380,400	393,500	416,600	439,500 (468,200)	483,300
93	246,200	309,100	381,000	394,200	417,300	440,200 (468,900)	484,000

94	246,900	309,800	381,600	394,900	418,100	441,000 (469,700)	484,800
95	247,600	310,500	382,200	395,600	418,900	441,700 (470,400)	485,600
96	248,300	311,200	382,700	396,300	419,600	442,400 (471,100)	486,400
97	249,000	311,900	383,200	397,000	420,300	443,100 (471,800)	487,100
98	249,500	312,600	383,800	397,700	421,100	443,900	
99	250,000	313,300	384,400	398,400	421,900	444,600	
100	250,400	314,000	384,900	399,100	422,600	445,300	
101	250,800	314,700	385,400	399,800	423,300	446,000	
102	251,300	315,300	386,000	400,500	424,100	446,800	
103	251,800	315,900	386,600	401,200	424,900	447,500	
104	252,200	316,500	387,100	401,900	425,600	448,200	
105	252,600	317,000	387,600	402,600	426,300	448,900	
106	253,100	317,500	388,200	403,300	427,100	449,700	
107	253,600	318,000	388,800	404,000	427,800	450,400	
108	254,000	318,400	389,300	404,700	428,500	451,100	
109	254,400	318,800	389,800	405,400	429,200	451,800	
110		319,300	390,400	406,100	430,000	452,600	
111		319,700	391,000	406,800	430,700	453,300	
112		320,100	391,500	407,500	431,400	454,000	
113		320,500	392,000	408,200	432,100	454,700	
114		321,000	392,600	408,900	432,900		
115		321,400	393,200	409,600	433,600		
116		321,800	393,700	410,300	434,300		
117		322,200	394,200	411,000	435,000		
118		322,700	394,800	411,700	435,800		
119		323,100	395,400	412,400	436,500		
120		323,500	395,900	413,100	437,200		
121		323,900	396,400	413,800	437,900		
122		324,300	397,000	414,500	438,700		
123		324,700	397,600	415,200	439,400		
124		325,100	398,100	415,900	440,100		
125		325,500	398,600	416,600	440,800		
126		325,900	399,200	417,300	441,600		

127		326,300	399,800	418,000	442,300				
128		326,700	400,300	418,700	443,000				
129		327,100	400,800	419,400	443,700				
130		327,500		420,100	444,500				
131		327,900		420,800	445,200				
132		328,300		421,500	445,900				
133		328,700		422,200	446,600				
134		329,100		422,900					
135		329,500		423,600					
136		329,900		424,300					
137		330,300		425,000					
138		330,700		425,700					
139		331,100		426,400					
140		331,500		427,100					
141		331,900		427,700					
142		332,300		428,400					
143		332,700		429,100					
144		333,100		429,800					
145		333,500		430,400					
146				431,100					
147				431,800					
148				432,500					
149				433,100					
150				433,800					
151				434,500					
152				435,200					
153				435,800					
154				436,500					
155				437,200					
156				437,900					
157				438,500					

備考

- 1 この表の6級の1号給から97号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

第三条 給与条例の一部を次のように改正する。

第六条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。
6 五十五歳に達した日後の最初の四月一日以降在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。
第二十一条の七中「第七項」を「第八項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条並びに附則第七項、第八項及び第十二項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内で規則で定める日（以下「切替日」という。）から、第三条及び附則第十三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行日における特定の職務の級の切替え)

2 施行日の前日において、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）別表第一の給料表（以下「特定給料表」という。）の適用を受けていた職員のうち、その者が属していた職務の級が五級であったもの（係長、主査又はこれに相当するものとして管理者が定める者を除く。）の施行日における職務の級は四級とする。

(施行日における特定の職務の級の号給等の切替え等)

3 前項の規定の適用を受ける職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日の前日において、特定給料表の適用を受けていた職員のうち、その者が属していた職務の級が三級であったもの及び四級であったもの（附則第二項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して管理者が定める者に限る。）の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、管理者が定める。)

(施行日における最高号給等の切替え等)

4 施行日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で管理者の定めるもの（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日における最高号給等の切替え等)

5 施行日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で管理者の定めるもの（前二項の規定の適用を受けている者を除く。）の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等)

6 平成十八年四月一日から施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日における号給の切替え)

7 切替日の前日において、第二条の規定による改正前の給与条例別表第一の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日において、その者が属していた職務の級、その者が受けていた号給又は給料月額及びこれらを受けていた期間等に応じて、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(平成二十二年四月一日における最高号給を超える給料月

額の切替え)

9 平成二十二年四月一日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の平成二十二年四月一日における給料月額は、管理者が定める。

(経過措置)

10 改正後の条例第六条第七項の規定にかかわらず、改正前の条例第六条第七項の規定は、切替日の前日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二十四月（その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合にあつては、十八月）」を下らない期間」とあるのは、「管理者が別に定める期間」とする。

11 改正後の条例第十条の三の規定にかかわらず、改正前の条例第十条の三の規定は、平成二十二年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「五千五百円」とあるのは、「三千円」と、「三千五百円」とあるのは、「二千円」とする。

12 第二条の規定による改正後の給与条例第六条第六項の規定にかかわらず、切替日から平成二十二年三月三十一日までの間における同項の規定の適用については、同項中「できない」とあるのは「できない。ただし、その属する職務の級における給料の幅の最高額又は最高額を超えている給料月額を受けている職員のうち、第四項に規定する期間を良好な成績で勤務した者、勤務成績が特に良好である者等については、その者の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、管理者の定めるところにより、昇給させることができる」とする。

13 第三条の規定による改正後の給与条例第六条第六項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における同項の規定の適用については、同項中「五十五歳」とあるのは「五十六歳」とする。

(委任)

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

15 給与条例の一部を改正する条例（平成十三年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中「平成二十年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、「平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間」を「五十六歳」を削る。

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

16 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「又は有限会社」を削る。
（職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正）

17 職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例（昭和三十三年名古屋港管理組合条例第六号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「又は有限会社」を削る。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。
平成十九年三月三十日
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第六号
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
（旅費条例の一部改正）

第一条 旅費条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号）の一部を次のように改正する。
第八条の二中「及び出納長」を削る。

第二十九条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十九条 会計管理者（愛知県又は名古屋市の職員を兼ねる場合に限る。）が公務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を、この条例の規定に準じて支給する。別表第一及び別表第二中「（出納長を除く。）」及び「出納長又は」を削る。

（行政財産の特別使用に係る使用料条例の一部改正）

第二条 行政財産の特別使用に係る使用料条例（昭和三十一年名古屋港管理組合条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第三条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十一年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第二条第一項中「及び第三号」を削り、「除く」の下に「以下「専任副管理者」という」を加え、同条第二項中「前項に規定する特別職員に、同条例第八条の二、第九条、第十条及び第十一条の規定は前項に規定する前条第三号に掲げる特別職員にこれを」と、「専任副管理者について」に改め、同条第三項中「第一項に規定する特別職員にこれを」と「専任副管理者について」に改める。

第三条第一項中「第一条第五号」を「第一条第四号」に改める。

第四条の二第一項中「第一条第二号に掲げる特別職員（愛知県又は名古屋市の特別職の職にある者を除く。以下「専任副管理者」という。）」を「専任副管理者」に改める。別表第一中「副管理者」を「専任副管理者」に改め、同表出納長の項を削る。

別表第三中「**出納長**」を削る。

（名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正）

第四条 名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「の各号」を削り、「出納長に行なわせる」を「会計管理者に行わせる」に改め、同条第一号中「および」を「及び」に改め、同条第二号中「振り出し」を「振出し」に改め、同条第三号中「および」を「及び」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）
第五条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十三年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、出納長」を削る。

（副出納長の設置並びに定数条例の廃止）

第六条 副出納長の設置並びに定数条例（昭和二十九年名古屋港管理組合条例第四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の行政財産の特別使用に係る使用料条例第一条の規定は、平成十九年三月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 名古屋港管理組合規約の一部を改正する規約（年月

日 第 号。以下「改正規約」という。）附則第二項の規定により出納長として在職するものとされた者がその職に在職する間においては、第三条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第一条から第三条まで、別表第一及び別表第三、第五条の規定による改正前の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条並びに第六条の規定による廃止前の副出納長の設置並びに定数条例の規定は、その職に係る部分に限り、なおその効力を有する。

- 4 第四条の規定による改正後の名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例第五条の規定の適用については、改正規約附則第二項の規定により出納長として在職するものとされた者は、同条例第五条に規定する会計管理者とみなす。

名古屋港管理組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第七号
関係人等の実費弁償に関する条例
（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条その他法律及び条例の規定に基づき、名古屋港管理組合（以下「組合」という。）の機関の求めにより出頭した証人、関係人及び公聴会に参加した者等（以下「証人等」という。）に支給する実費弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

（実費弁償）
第二条 証人等には、実費弁償として旅費を支給する。ただし、組合から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合においては、支給しない。

2 前項の旅費については、旅費条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号）に規定する職務の級三級の職務にある職員の例による。ただし、日当は、一日につき三千三百円以内において管理者の定める額とする。

3 第一項に規定するもののほか、証人等の要した経費は、その実費を弁償することができる。

（委任）
第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

規 則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第一号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(名古屋港管理組合公印規則の一部改正)

第一条 名古屋港管理組合公印規則(昭和三十六年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表出納長印の項及び出納長職務代理者印の項を次のように改める。

会計管理者印	てん書	方23	名古屋港管理組合会計管理者印	一般文書用及び出納用
	れい書	方15	名古屋港管理組合会計管理者印	小切手用
	てん書	方20	名古屋港管理組合会計管理者職務代理者印	一般文書用及び出納用
	れい書	方15	名古屋港管理組合会計管理者職務代理者印	小切手用

別表副出納長印の項を削る。

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合財務規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

この規則中「出納長」を「会計管理者」に、「出納長」を「会計管理者」に、「名古屋港管理組合出納長 様」を「名古屋港管理組合会計管理者 様」に、「出納長 様」を「会計管理者 様」に、「名古屋港管理組合出納長 印」を「名古屋港管理組合会計管理者 印」に、「名古屋港管理組合出納長 印」を「名古屋港管理組合会計管理者 印」に、「名古屋港管理組合出納長 様」を「名古屋港管理組合会計管理者 様」に、「出納長 様」を「会計管理者 様」に改める。
第五条の見出し中「出納員」を「会計管理者等」に改め、同条第三項中「前二項の規定により」を「出納員の」に、「および」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「様式第一号」を「様式第一号の二」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項の規定により他の職員が引継ぎをした場合も同様とする。
第五条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、「ときは、」の下に「会計管理者にあつては出納室の首席の職員が、出納員にあつては」を加え、「は、他の職員に命じ、同項の手続をさせなければ」を「が命じた他の職員が、同各項に規定する手続をしなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「引継ぎ」を「引き継ぎ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

1 会計管理者に異動があつたときは、前任者はその異動があつた日から十五日以内に引継書(様式第一号)を三通作成し、立会人の立会いを受けて後任者に事務の引継ぎをしなければならない。
2 前項の立会人は、出納室の首席の職員とする。

第十条の見出し中「出納長等」を「会計管理者」に改め、同条中「及び副出納長」を削る。
第百三十四条中「までに」の下に「、名古屋港管理組合公報への登載、掲示、インターネットの利用(他の方法と併用する場合に限る。)」その他の適当な方法により」を加える。

備考

一 修繕(需用費で支出するものに限る。又は物品の購入で百万円未満のものに係る支出負担行為のうち、契約書及び請書を省略した場合は、請求のあつたときを支出負担行為として整理する時期とすることができる。
二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)に定める継続検査を受けるための自動車損害賠償責任保険の経費の支出負担行為については、支出決定のときを支出負担行為として整理する時期とすることができる。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四十八条関係)」に、「行なう」を「行う」に改め、同表備考第一号中「一」を「一」に改め、同表備考第二号中「2」を「一」に、「または」を「又は」に、「および別表第三」に改め、同表備考第三号中「3」を「二」に、「または」を「又は」に、「済みのものを」「済みのものの翌年度以降の」に「経費の支出決定のとき」を「歳出予算の配当があつたとき」に改める。

様式第一号中「と現金(物品)とを」を「及び現金を」に、「うえ」を「上、」に、「引継ぎました」を「引き継ぎました」に、「名古屋港管理組合出納長様」を「名古屋港管理組合会計管理者 様」に、「氏 名 印」を「氏 名 印」に改め、同様式を様式第一号の二として、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第1号 (第5条関係)

会計管理者事務引継書

年 月 日現在

名古屋港管理組合財務規則第5条の規定により、別紙引継目録のとおり関係諸帳簿及び現品を対照検査の上、相違なく引き継ぎました。

年 月 日

前任会計管理者	氏	氏	名	印
後任会計管理者	氏	氏	名	印
立会人	職	氏	名	印

様式第三号中「**出納長**」を「会計管理者」とし、「**出納室**」を改める。

様式第十六号(その四)中「名古屋港管理組合管理者 印」を「名古屋港管理組合管理者 印」と改める。

様式第三十九号中「と現金とを」とし「及び現金を」とし「うえ」とし「上」とし「引き継ぎました」とし「引き継ぎました」とし「氏 名 印」と改める。

様式第四十四号中「様式第44号」とし「様式第44号(第71条関係)」とし「名古屋港管理組合 出納長印」とし「名古屋港管理組合会計管理者 印」と改める。

様式第六十一号中「名古屋港管理組合出納長 印」とし「名古屋港管理組合会計管理者 印」と改める。

様式第九十六号(二)中「および」と改め、「(昭和26年法律第185号)」を記す。

第三条 名古屋港管理組合職員表彰規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第二条中「の各号」を削り、同条第三号を削る。

第四条 名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)
この規則中「出納長」を「会計管理者」とし、「出納長」とし「会計管理者」とし「名古屋港管理組合出納長 様」とし「名古屋港管理組合会計管理者 様」と改める。

様式第二十号(その二)中「名古屋港管理組合出納長 様」とし「名古屋港管理組合会計管理者 様」と改める。

様式第二十一号(その二)中「名古屋港管理組合会計課長様」とし「名古屋港管理組合出納長様」と改める。

様式第二十一号(その二)中「名古屋港管理組合管理者 印」とし「名古屋港管理組合出納長 印」と改める。

第五条 管理者の職務を代理する副管理者の順序に関する規則の一部改正)
管理者の職務を代理する副管理者の順序に関する規則(昭和五十四年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

本則中「名古屋市助役」を「名古屋市副市長」に改める。

第六条 名古屋港管理組合事務局組織規則の一部改正)
(名古屋港管理組合事務局組織規則の一部改正)
平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「四組織」を「五組織」に、「計画担当 環境保全センター」を「計画担当 環境保全センター」に改める。

第二条第三号中「建設部事業推進課」を「事業担当」に改め、同条第八号中「計画担当」の下に、「事業担当」を加える。

第五条を次のように改める。

(事業担当の事務)

第五条 事業担当においては、次の事務をつかさどる。

- 一 名古屋港の開発整備に係る実施計画に関すること(環境保全センターの主管に属することを除く。)
- 二 前号の実施計画に係る基本計画に関すること。
- 三 海岸保全施設の整備に係る実施計画に関すること。
- 四 前号の実施計画に係る基本設計に関すること。

- 五 埋立地の造成に係る実施計画に関する事。
 - 六 公有水面の埋立免許の取得に関する事。
- 第六条第六号中「(建設部事業推進課の主管に属することを除く。)」を削る。

第十八条中「四課」を「三課」に、「管理課 事業推進課」を「管理課」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十四条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(吏員の範囲を定める規則の廃止)

第七条 吏員の範囲を定める規則(昭和四十九年名古屋港管理組合規則第五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 名古屋港管理組合規約の一部を改正する規約(年 月 日 第 号。以下「改正規約」という。)附則第二項の規定により出納長として在職するものとされた者がその職に在職する間においては、第一条の規定による改正前の名古屋港管理組合公印規則、第二条の規定による改正前の名古屋港管理組合財務規則、第三条の規定による改正前の名古屋港管理組合職員表彰規則及び第六条の規定による改正前の名古屋港管理組合事務局組織規則の規定は、その職に係る部分に限り、なおその効力を有する。

3 この規則施行の際第二条の規定による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている用紙については、同条の規定による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下この項において「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

4 この規則施行の際第四条の規定による改正前の名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の規定に基づいて作成されている用紙については、同条の規定による改正後の名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則(以下この項において「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

職員職務の級分類に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第二号

職員職務の級分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級分類に関する規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表級別標準職務表一行政職給料表五級の項を次のように改める。

五級

係長、主査又はこれに相当するものとして管理者が指定する職の職務

定する職の職務

別表級別標準職務表二技能労務職給料表五級の項を次のように改める。

五級

技能長の職務

別表級別標準職務表三行政職等給料表五級の項を次のように改める。

五級

係長、主査又はこれに相当するものとして管理者が指定する職の職務

定する職の職務

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第三号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。
第一条の四を次のように改める。

第一条の四 削除

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第四号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。
第一条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 配偶者の産前産後中において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をする場合

第二条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 前条第七号の三の場合 配偶者の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては十四週間）前の日から、出産日後八週間以内において五日以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることのできるものとし、時間単位で免除される場合にあつては四日をもつて三十一時間とする。）

第二条第一項第六号中「四日（多胎妊娠である場合又は職員の一子以外の子に係る出産の場合にあつては、五日）以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることのできるものとし、時間単位で免除される場合にあつては四日をもつて三十一時間とする。）」を「二日以内（半日に分割して職務に専念する義務を免除されることのできる。）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第一条第八号に掲げる事由に基づき職務に専念する義務を免除されることのできる期間が、平成十九年四月一日前から引き続きしている職員については、同日前にこの規則による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規則第一条第八号に掲げる事由に基づき職務に専念する義務を免除された日数（時間単位に分割して職務に専念する義務を免除された場合には、四時間をもつて半日と換算し、換算後に四時間に満たない端数があるときは切り捨てる。以下「免除された日数」という。）が二日以上である場合には、改正後の規則第二条第一項第六号の規定を適用しないものとし、免除された日数が二日未満である場合には、同号中「二日以内」とあるのは、「二日から免除された日数を差し引いた日数以内」と読み替えて、同号の規定を適用する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第五号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年名

古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。
第五条中「又は有限会社」を削る。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第六号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「第六項及び第七項ただし書」を「及び第六項」に改める。

第一条の五中「の規定により月の初日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）」を「に規定する給与期間」に改める。

第四条第一項第二号中「百四十五万円」を「百三十万円」に改める。

第八条の二第四項中「東京都特別区に在勤する職員」を「東京駐在代表の業務に従事する者その他総務部長が定める者」に改め、同条に次の一項を加える。

5 条例第十条の二第二項に規定する「管理者が定める割合」とは、百分の十四とする。

第九条に次の二項を加える。

4 条例第十三条第二項に規定する「管理者が定めるもの」とは、職員派遣された職員の派遣先の団体又は退職派遣者の職員派遣団体等若しくは職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）第八条第一項に規定する特別法人職員の同項に規定する特別法人における業務又はこれらの業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤に起因する負傷及び疾病並びに結核性疾患とする。

5 条例第十三条第二項に規定する「管理者が別に定める場合」とは、職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）第一条第六号及び第二条の規定により、職務に専念する義務の免除の日数が引き続き九十日を超える場合とする。
第二十三条第四号中「昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号」を削る。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第二号の改正規定は、平成二十年一月一日から施行する。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第七号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和四十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「もの」を「者」に改め、同条第二項中「第十条の三第二項」を「第十条の三第一項」に、「世帯主（これに準ずる者で管理者の定めるものを含む。）」を「世帯主及びこれに準ずる者で管理者が定めるもの」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の住居手当規則第二条の規定にかかわらず、改正前の住居手当規則第二条第二項及び第四項から第六項までの規定は、平成二十二年三月三十一日まで
の間、なおその効力を有する。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第八号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第三項に次の一号を加える。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

第二十八条中「旅費条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号）に規定する職務の級四級の職務にある者の例による」を「名古屋港管理組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例（平成十九年名古屋港管理組合条例第七号）の定めるところによる」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合補助金等交付規則を公布する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第九号

名古屋港管理組合補助金等交付規則

(目的)

第一条 この規則は、法令に特別の定めのあるもののほか、名古屋港管理組合（以下「組合」という。）が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、組合が組合以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 利子補給金
- 三 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて管理者の定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 組合以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽

減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、管理者が定める時期までに、補助事業等の目的、内容、経費その他管理者が必要と認める事項を記載した申請書に、管理者が必要と認める書類を添え、管理者に提出しなければならない。

2 管理者が特に必要と認めるときは、前項の申請書の提出を省略することができる。

(補助金等の交付の決定)

第四条 管理者は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 管理者は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第五条 管理者は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（管理者の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、管理者の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（管理者の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、管理者の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、管理者の承認を受けるべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに管理者に報告してその指示を受けるべきこと。

六 その他管理者が定める事項

(決定の通知)

第六条 管理者は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、管理者の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 管理者は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 管理者が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要があるなくなった場合

二 補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 管理者は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、補助金等を交付することができる。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

（補助事業等の遂行）

第九条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等が、間接補助事業等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行うようにしなければならない。

（関係書類の整備）

第十条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、補助事業等完了後、五年間保存しておかなければならない。

（状況報告）

第十一条 管理者は、必要があると認めるときは、補助事業者等から補助事業等の遂行に関する報告を求め、又は補助事業等に係る書類、帳簿等を調査することができる。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十二条 管理者は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 管理者は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 管理者は、前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を管理者の指定する期日までに執らなるときは、第十六条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

（実績報告）

第十三条 補助事業者等は、管理者の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した報告書に必要な書類を添えて管理者に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る組合の会計年度が終了した場合も、同様とする。

（補助金等の額の確定及び交付）

第十四条 管理者は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたとときは、交付すべき補助金

等の額を確定し、補助金等の交付をするものとする。

2 補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、管理者において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払することができる。

3 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、請求書を管理者に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第十五条 管理者は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第十三条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

（決定の取消し）

第十六条 管理者は、補助事業者等が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく管理者の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第六条の規定は、第一項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十七条 管理者は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 管理者は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び遅延利息）

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定による処分に關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に應じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十四・六パーセントの割合で計算した加算金を組合に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に應じ、その未納付額につき年十四・六パーセントの割合で計算した遅延利息を組合に納付しなければならない。

5 管理者は、第一項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

6 第一項及び第四項の規定に定める加算金及び遅延利息の

額の計算についてのこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(他の補助金等の一時停止等)

第十九条 管理者は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は遅延利息の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の処分制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、管理者の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して管理者が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械、重要な器具その他の重要な財産で管理者が定めるもの

(雑則)

第二十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日前に交付が決定された補助金等については、適用しない。

名古屋港ポータルビル条例施行規則及び名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第十号

名古屋港ポータルビル条例施行規則及び名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則

(名古屋港ポータルビル条例施行規則の一部改正)

第一条 名古屋港ポータルビル条例施行規則(昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第三項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校及び心」に改める。

(名古屋港水族館条例施行規則の一部改正)

第二条 名古屋港水族館条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三第三項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校及び心」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第6号

名古屋港管理組合の次に掲げる1の公印は、平成19年3月31日をもって廃止し、2の公印を新調し、平成19年4月1日から使用を開始する。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者 松原 武久
名古屋市長

1 廃止する公印
名古屋港管理組合
出納長印 (一般文書用及び出納用)



(小切手用)



名古屋港管理組合
出納長職務代理者印 (一般文書用及び出納用)



(小切手用)



名古屋港管理組合
副出納長印 (一般文書用及び出納用)



2 新調する公印
名古屋港管理組合
会計+管理者印 (一般文書用及び出納用)



(小切手用)



名古屋港管理組合
会計+管理者職務代理者印 (一般文書用及び出納用)



(小切手用)



名古屋港管理組合告示第7号

平成19年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成17年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

平成17年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	分担金及び負担金	8,514,016,999円
第1項	負担金	8,514,016,999円
第2款	使用料及び手数料	10,056,160,080円
第1項	使用料	10,056,149,580円
第2項	手数料	10,500円
第3款	国庫支出金	1,747,500,000円
第1項	国庫負担金	1,747,500,000円
第4款	財産収入	4,561,402,851円
第1項	財産運用収入	4,559,902,851円
第2項	財産売却収入	1,500,000円
第5款	寄附金	0円
第1項	寄附金	0円
第6款	繰入金	281,529,577円
第1項	他会計繰入金	81,529,577円
第2項	他会計借入金	200,000,000円
第7款	繰越金	1,505,479,059円
第1項	繰越金	1,505,479,059円
第8款	諸収入	1,689,310,046円
第1項	延滞金、加算金及び過料	1,282,261円
第2項	預金利子	764,635円
第3項	受託事業収入	229,869,299円
第4項	貸付金元利収入	1,200,012,595円
第5項	雑入	257,381,256円
第9款	組合債	9,849,350,000円
第1項	組合債	9,849,350,000円
歳 入	合 計	38,204,748,612円
第1款	議会費	147,648,902円
第1項	議会費	147,648,902円
第2款	総務費	5,824,070,987円
第1項	総務管理費	5,756,087,545円
第2項	監査委員費	67,983,442円
第3款	企画調整費	848,603,046円
第1項	企画調整管理費	803,233,633円
第2項	調査費	45,369,413円
第4款	港営費	5,401,608,018円
第1項	港営管理費	1,146,417,201円
第2項	運営費	4,255,190,817円
第5款	建設費	12,561,120,924円
第1項	建設管理費	1,449,386,189円
第2項	整備費	11,111,734,735円
第6款	公債費	12,025,435,552円
第1項	公債費	12,025,435,552円
第7款	予備費	0円
第1項	予備費	0円
歳 出	合 計	36,808,487,429円

名古屋港管理組合告示第8号

平成19年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成17年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

平成17年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	水族館振興基金収入	344,590,500円
第1項	財産収入	193,836円
第2項	寄附金	6,000,000円
第3項	繰入金	260,000,000円
第4項	繰越金	0円
第5項	積戻金	78,396,664円
第2款	海事文化振興基金収入	76,152,859円
第1項	財産収入	19,946円
第2項	寄附金	30,000,000円
第3項	繰入金	33,000,000円
第4項	繰越金	10,000,000円
第5項	積戻金	3,132,913円
第3款	環境振興基金収入	52,274,518円
第1項	財産収入	84,337円
第2項	寄附金	45,042,185円
第3項	繰入金	7,000,000円
第4項	繰越金	147,996円
第5項	積戻金	0円
歳 入	合 計	473,017,877円
第1款	水族館振興基金	344,590,500円
第1項	積立金	266,193,836円
第2項	繰出金	78,396,664円
第2款	海事文化振興基金	46,152,859円
第1項	積立金	43,019,946円
第2項	繰出金	3,132,913円
第3款	環境振興基金	52,274,518円
第1項	積立金	52,274,518円
第2項	繰出金	0円
歳 出	合 計	443,017,877円

名古屋港管理組合告示第9号

平成19年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成19年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

平成19年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成19年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,640,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		9,691,926 ^{千円}
	1 負担金	9,691,926
2 使用料及び手数料		7,209,610
	1 使用料	7,209,600
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,043,100
	1 国庫負担金	1,043,100
4 財産収入		4,755,374
	1 財産運用収入	4,755,354
	2 財産売払収入	20
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		529,000
	1 他会計繰入金	529,000
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		1,566,480
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 預金利子	6,810

	3 受託事業収入	150,400	千円
	4 貸付金元利収入	1,144,133	
	5 雑収入	265,117	
9 組合債		9,444,500	
	1 組合債	9,444,500	
歳入合計		34,640,000	
歳出			
款	項	金額	
1 議会費		158,784	千円
	1 議会費	158,784	
2 総務費		6,051,297	
	1 総務管理費	5,977,791	
	2 監査委員費	73,506	
3 企画調整費		1,181,915	
	1 企画調整管理費	979,859	
	2 調査費	202,056	
4 港営費		3,560,355	
	1 港営管理費	1,272,301	
	2 運営費	2,288,054	
5 建設費		11,122,649	
	1 建設管理費	1,412,109	
	2 整備費	9,710,540	
6 公債費		12,535,000	
	1 公債費	12,535,000	
7 予備費		30,000	
	1 予備費	30,000	
歳出合計		34,640,000	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
堀川口防潮水門ポンプ所整備費	平成20年度	千円 141,000
(財)名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成19年度～平成40年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,915,884千円及び利息相当額を限度として補償する。
(財)名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成19年度～平成40年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、200,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業	千円 5,282,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
港湾整備事業	1,315,000			
単 独 事 業	1,034,000			
コンテナ埠頭整備事業	1,813,500			
計	9,444,500			

平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ538,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		千円 464,000
	1 財 産 収 入	5,000
	2 寄 附 金	10
	3 繰 越 金	990
	4 積 戻 金	458,000
2 海事文化振興基金収入		50,000

	1 財 産 収 入	千円 890
	2 寄 附 金	10
	3 繰 越 金	100
	4 積 戻 金	49,000
3 環 境 振 興 基 金 収 入		24,000
	1 財 産 収 入	1,500
	2 寄 附 金	480
	3 繰 越 金	20
	4 積 戻 金	22,000
歳 入 合 計		538,000
歳 出		
款	項	金 額
1 水 族 館 振 興 基 金		千円 464,000
	1 積 立 金	6,000
	2 繰 出 金	458,000
2 海 事 文 化 振 興 基 金		50,000
	1 積 立 金	1,000
	2 繰 出 金	49,000
3 環 境 振 興 基 金		24,000
	1 積 立 金	2,000
	2 繰 出 金	22,000
歳 出 合 計		538,000

平成19年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 43棟	一般使用許可面積	平方メートル 91,093
		専用使用許可面積	平方メートル 40,677
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 455,450
		専用使用許可面積	平方メートル 984,700
	荷役機械 13基	使 用 時 間	時間 15,571
	ひき船 4隻	使 用 時 間	時間 5,246
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 371,682

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	施設運営事業収益	3,850,000千円
第1項	営業収益	3,843,083千円
第2項	営業外収益	6,897千円
第3項	特別利益	20千円
支 出		
第1款	施設運営事業費用	3,848,000千円
第1項	営業費用	3,591,388千円
第2項	営業外費用	246,592千円
第3項	特別損失	20千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,172,970千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,170,970千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	81,030千円
第1項	固定資産売却代金	10千円
第2項	寄付金	10千円
第3項	貸付金返還金	81,000千円
第4項	その他資本的収入	10千円
支 出		
第1款	資本的支出	1,254,000千円
第1項	建設改良費	36,300千円
第2項	固定資産購入費	257千円
第3項	企業債償還金	1,217,443千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 562,092千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成19年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

道路整備 330メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	埋立事業	収益		303,000千円
第1項	営業外	収益		302,970千円
第2項	特別	利益		30千円
		支	出	
第1款	埋立事業	費用		439,000千円
第1項	営業	費用		410,781千円
第2項	営業外	費用		18,189千円
第3項	特別	損失		30千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額690,000千円は、繰越工事資金686,000千円及び減債積立金4,000千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的	収入		1,681,000千円
第1項	埋立事業	収入		1,222,286千円
第2項	雑	収入		282,714千円
第3項	貸付金	返還金		176,000千円
		支	出	
第1款	資本的	支出		2,371,000千円
第1項	南部地区	埋立事業	費用	23,000千円
第2項	西部地区	埋立事業	費用	639,500千円
第3項	南5区	埋立事業	費用	54,200千円
第4項	総	係	費用	382,884千円
第5項	企業	債	費用	1,244,040千円
第6項	雑	支	出	17,376千円
第7項	予備	費		10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 382,094千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種	類	名	称	数	量	処	分の	態
処分する資産	土	地	南	部	地	区	内	18,400	平
								方	メ
								方	メ
								ー	ー
								ト	ル
								譲	渡

名古屋港管理組合告示第10号

平成19年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成18年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

平成18年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成18年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,727,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(組合債の補正)

第4条 組合債の補正は、「第4表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,303,600 ^{千円}	△ 20,000 ^{千円}	1,283,600 ^{千円}
	1 国庫負担金	1,303,600	△ 20,000	1,283,600
4 財産収入		10,454,278	88,400	10,542,678
	1 財産運用収入	4,707,975	△ 35,600	4,672,375
	2 財産売却収入	5,746,303	124,000	5,870,303
9 組合債		9,524,500	△ 312,000	9,212,500
	1 組合債	9,524,500	△ 312,000	9,212,500
歳入合計		40,971,000	△ 243,600	40,727,400

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,852,725 ^{千円}	45,000 ^{千円}	6,897,725 ^{千円}
	1 総務管理費	6,778,870	45,000	6,823,870
5 建設費		11,897,588	△ 288,600	11,608,988
	1 建設管理費	1,507,648	0	1,507,648
	2 整備費	10,389,940	△ 288,600	10,101,340
6 公債費		13,066,535	0	13,066,535
	1 公債費	13,066,535	0	13,066,535
歳出合計		40,971,000	△ 243,600	40,727,400

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
2 総務費	1 総務管理費	(財)名古屋港埠頭公社貸付金	千円 —	千円 123,200
		港湾機能高度化施設整備費補助金	—	170,000
5 建設費	2 整備費	鍋田ふ頭道路整備費	—	107,000
		堀川口防潮水門ポンプ所整備費	—	165,000

第3表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
(財)名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	—	千円 —	平成18年度～平成39年度	千円 金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、1,442,537千円及び利息相当額を限度として補償する。
(財)名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	—	—	平成18年度～平成33年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、76,030千円及び利息相当額を限度として補償する。

第4表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	千円 5,850,000	千円 △ 10,000	千円 5,840,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
港湾整備事業	842,000	△ 122,000	720,000			
その他事業	689,000	△ 180,000	509,000			
計	9,524,500	△ 312,000	9,212,500			

平成18年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成18年度名古屋港管理組合理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度名古屋港管理組合理立事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 理立事業収益	222,000千円	137,875千円	359,875千円

第2項 特別利益 (資本的収入及び支出)	30千円	137,875千円	137,905千円
第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。			
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(△印は、減額を示す。)
	支	出	(計)
第1款 資本的支出	5,855,924千円	△ 200,000千円	5,655,924千円
第2項 西部地区埋立事業費	503,100千円	△ 200,000千円	303,100千円

名古屋港管理組合告示第11号
 平成16年名古屋港管理組合告示第31号(制限区域の設定)の一部を平成19年3月31日から次のように改正する。
 平成19年3月30日
 名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 松原 武久

1の表中新宝ふ頭地区の項を削る。
 2の表新宝ふ頭地区の項中「68号岸壁、69号岸壁、C4岸壁」を「C4岸壁、C5岸壁」に改める。

名古屋港管理組合告示第12号
 平成18年名古屋港管理組合告示第41号の一部を平成19年4月1日をもって次のように改正する。
 平成19年3月30日
 名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 松原 武久

「1,670平方メートル」を「126平方メートル」に、「区画3から5」を「区画3」に改める。

名古屋港管理組合告示第13号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定する。
 平成19年3月30日
 名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 松原 武久

- 1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方
- | 施設の名称 | 指定の相手方 |
|-------|--|
| 船見緑地 | 愛知県海部郡飛島村木場二丁目67番
財団法人名古屋港緑地保全協会
理事長 北洞 尚志 |
- 2 指定の期間 平成19年5月1日から平成22年3月31日まで

名古屋港管理組合告示第14号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。
 平成19年3月30日
 名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 松原 武久

- 1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方
- | 施設の名称 | 指定の相手方 |
|-----------|---|
| 新舞子ボートパーク | 愛知県知多市日長字中森谷98番地
知多市青友海組合
組合長 田中 道彦 |
- 2 指定の期間 平成19年4月1日から平成23年3月31日まで

名古屋港管理組合告示第15号

次の港湾施設は、平成19年4月1日から次のとおり変更する。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部V荷さばき地 (金城西V)	特 級	コンテナ貨物	76号岸壁背後	平方メートル 3,301	図による

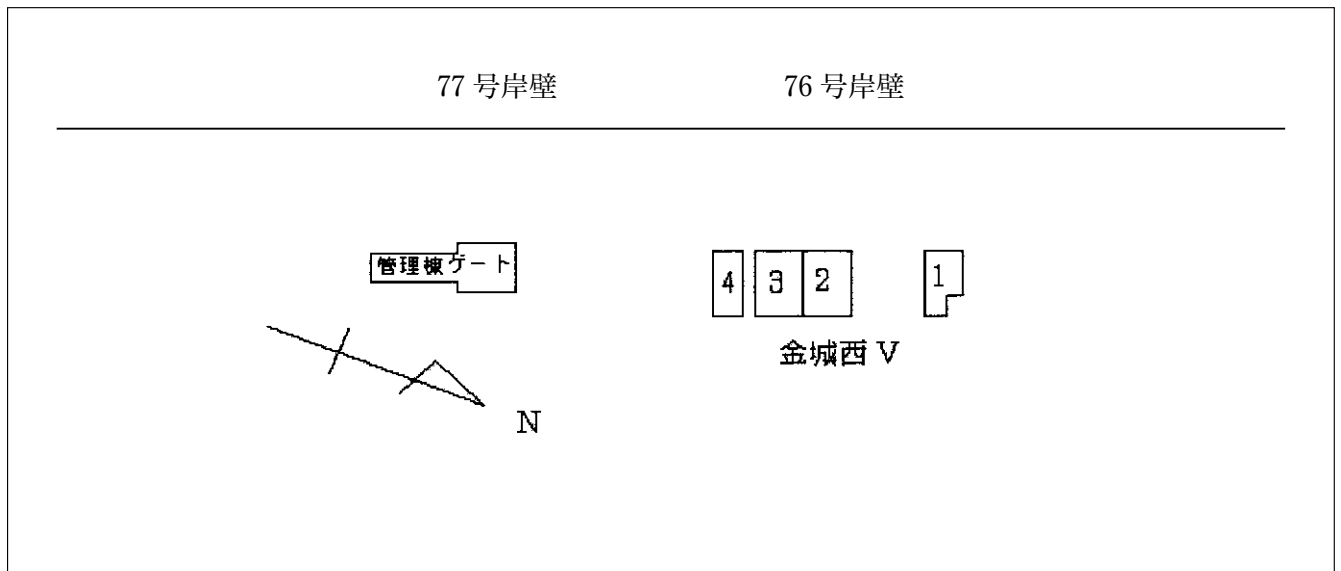
(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部V荷さばき地 (金城西V)	特 級	コンテナ貨物	76号岸壁背後	平方メートル 4,013	図による

図 (金城ふ頭西部V荷さばき地)



備考

- 数字は、区画の名称を示す。
- 金城西Vの区画の面積は、1は611平方メートル、2は1,257平方メートル、3は1,433平方メートル、4は712平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第16号

平成17年名古屋港管理組合告示第30号及び平成18年名古屋港管理組合告示第41号で使用停止した次の港湾施設は、平成19年4月1日から使用を再開する。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭東部C荷さばき地 (金城東C)	1 ^級	54号岸壁隣接	平方メートル 66	区画1の一部
金城ふ頭東部D荷さばき地 (金城東D)	1 ^級	55号岸壁隣接	平方メートル 187	区画5の一部

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第17号

次の港湾施設は、平成19年4月1日から廃止する。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

施設の種類 荷さばき地

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部W荷さばき地 (金城西W)	特 ^級	コンテナ貨物	76号岸壁背後	平方メートル 596	図による

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第18号

次の港湾施設は、平成19年3月31日から廃止する。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

施設の種類 係船岸壁

用途区分を定めない岸壁

名 称	位 置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総 トン数	バース数	
68号岸壁	新宝ふ頭西側	メートル 160	メートル 20	メートル 9	トン 5,000	バース 1	
69号岸壁	新宝ふ頭西側	メートル 160	メートル 20	メートル 9	トン 5,000	バース 1	

(図は省略)

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
新宝ふ頭荷さばき地 (新宝)	1 ^級	68号岸壁及び69号岸壁 隣接	平方メートル 20,022	区画1から10

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第19号

次の臨港緑地を設置し、平成19年5月1日から供用を開始する。

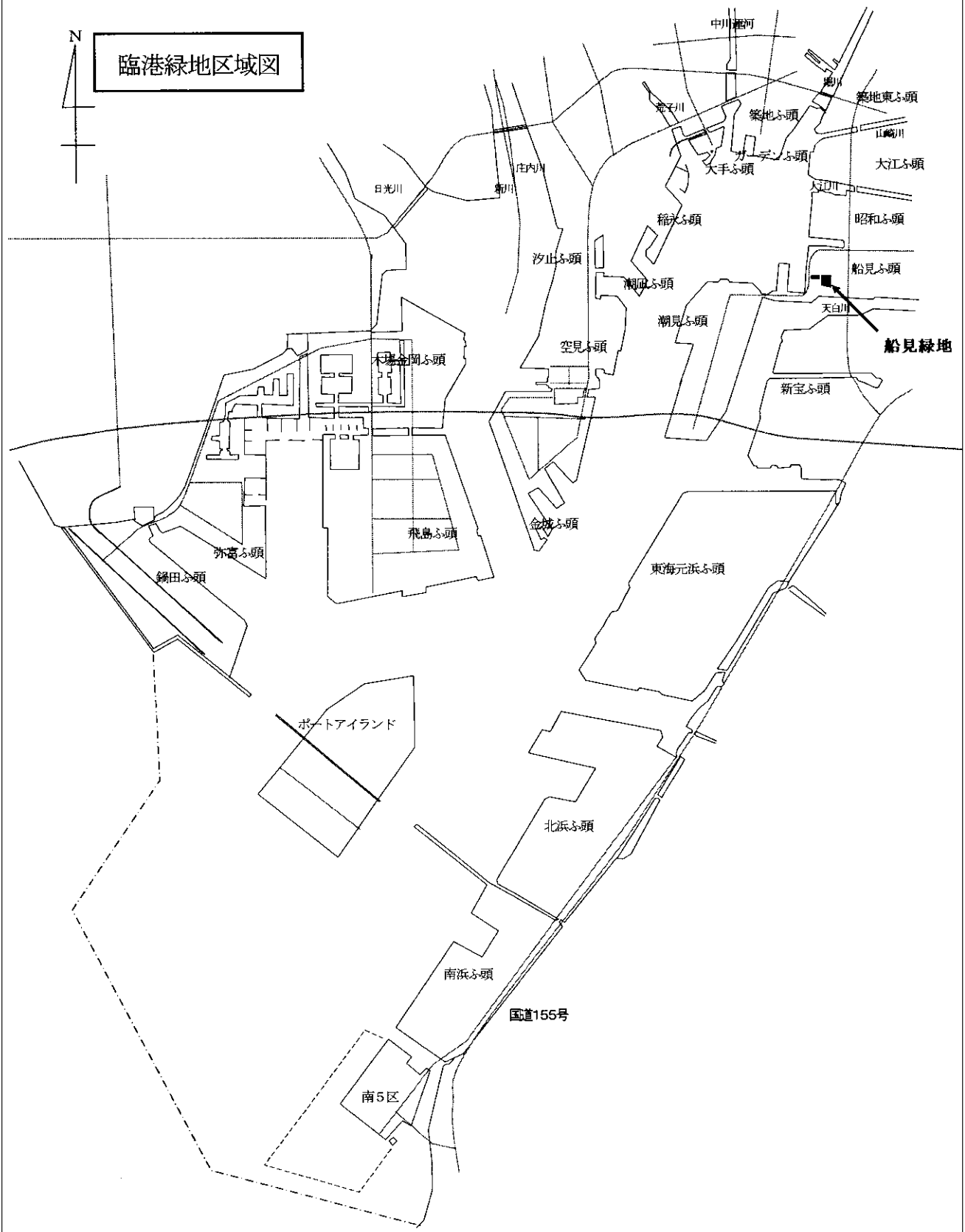
平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名 称	位 置	区 域	施設の概要
船見緑地	名古屋市港区船見町1番133 32番9 34番1 14	別添図示	運動施設 運動広場（2面） 散策、休息施設

臨港緑地区域図



名古屋港管理組合告示第20号

次の臨港緑地は、平成19年4月1日から次のとおり変更する。

平成19年3月30日

名古屋港管理組合管理者

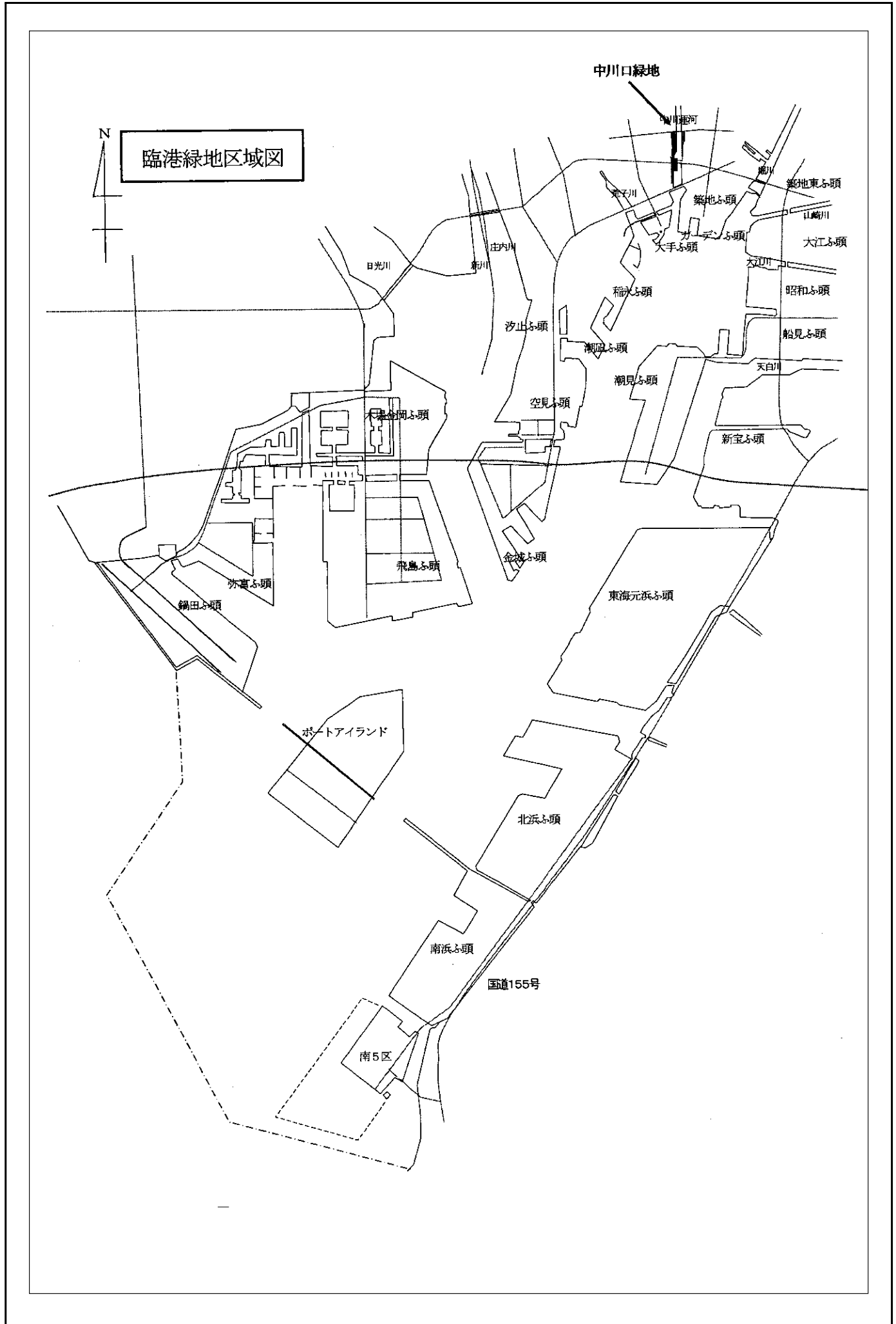
名古屋市長 松原 武久

変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
中川口緑地	名古屋市港区中川本町地先 河口町地先	別添図示 (略)	休息施設

変更後 (区域拡大)

名 称	位 置	区 域	施設の概要
中川口緑地	名古屋市港区中川本町地先 河口町地先	別添図示	休息施設



訓令



訓令第一号

組合内一般
課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程
(課の組織の分掌事務規程の一部改正)

第一条 課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(出勤簿処理規程の一部改正)

第二条 出勤簿処理規程(昭和二十七年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び企画調整室計画担当」を、「企画調整室計画担当及び企画調整室事業担当」に改める。

(名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

5 課長補佐を置く室、課又は事務所にあつては、別表第一の三(共通事務)に掲げる課長補佐の専決事項を、その所掌する事務に係る係長が代決することができる。

別表第二(個別事務)の表四建設部の表事業推進課の項を削る。

(土地貸付審査委員会規程の一部改正)

第四条 土地貸付審査委員会規程(昭和四十五年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「及び企画調整室担当課長(計画担当)」を、「企画調整室担当課長(計画担当)及び企画調整室担当課長(事業担当)」に改め、同項第四号中「及び建設部事業推進課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般

事務所規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

事務所規程等の一部を改正する規程
(事務所規程の一部改正)

第一条 事務所規程(平成八年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九 港湾施設(港営課、管財課及び海務課の主管に属するものを除く。)の保安対策に関すること(総務部危機管理室の主管に属することを除く。)

(事務所の組織の分掌事務規程の一部改正)

第二条 事務所の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 港湾施設(港営課、管財課及び海務課の主管に属するものを除く。)の保安対策に関すること(総務部危機管理室の主管に属することを除く。)

第三条第二項第五号を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般

名古屋港管理組合行政文書取扱規程(平成十五年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

第四条を次のように改める。

(秘密文書及び個人情報を含む文書の取扱い)

第四条 職員(管理者の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員等をいう。以下同じ。)は、秘密を要する行政文書及び個人情報(名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)第二条第二号に規定する個人情報を含む行政文書)を含む行政文書については、細心の注意を払い、法令その他の規程に基づき適正に取り扱わなければならない。

第十二条第四項中「企画調整室計画担当」を「企画調整室計画担当 企画調整室事業担当」に改め、同条第五項中「及び企画調整室担当課長(計画担当)」を「企画調整室担当課長(計画担当)及び企画調整室担当課長(事業担当)」に改める。

第三十五条第一項中「一日二回」を「一日一回」に改める。

第四十三条第四項第四号中「決定」の下に「又は名古屋港管理組合個人情報保護条例第十九条各項の決定」を加える。

様式第五号中「密 密」を「密 密 密」に改める。

様式第六号中

主管課長名	
-------	--

を

主管課長名	密 密
-------	-----

に改める。

様式第七号中

媒体の種類別	備考

を

媒体の種類別	常、個、秘の区別	備考

に改める。

附 則

1 (施行期日)
この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この訓令施行の際この訓令による改正前の名古屋港管理組合行政文書取扱規程の規定に基づいて作成されている様式第五号及び様式第六号の用紙については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合行政文書取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規程の様式の要件を満たすよう必要な措置をして使用することができる。

訓令第四号

名古屋港管理組合公印取扱規程(昭和三十六年訓令第二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年三月三十日

組合内一般

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

第十二条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表中

出納長印	副出納長
出納長職務代理者印	同
副出納長印	同

を

会計管理者印	総務部会計課長
会計管理者職務代理者印	同

に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

訓令第五号

組合内一般

名古屋港管理組合職員研修規程(昭和六十二年訓令第六号)の一部を次のように改正する。
平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

第四条第二項第二号中「吏員研修」を「実務者研修」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

訓令第六号

組合内一般

工事施行規程（昭和三十九年訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

第十一条第三項第二号及び第三十四条中「技術吏員」を「技術職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

議 会 事 項

名古屋港管理組合議会事務局に関する規程（昭和三十七年四月一日）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合議会

議長 栗田 宏

第二条議事係の項第四号中「公聴会」の下に「及び参考人」を加える。

第四条第五号を次のように改める。

五 所属職員（課長及び担当課長以下の職員をいう。）の往復二日以上国内旅行命令に関する事。

第四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条

第六号中「日帰りの旅行命令」を「日帰りの国内旅行命令並びに在勤地及び付近地の旅行命令」に改め、同号を同条第七

号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 事務局長の在勤地及び付近地の旅行命令に関する事。

第五条第一項第三号中「旅行命令（外国旅行を除く。）」を

「国内旅行命令」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

監 査 委 員 事 項

名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のとおり改正する。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合監査委員 西 尾 たか子

同 加 藤 雄 也

同 深 谷 憲 彦

第十三条第一項第六号二中「決定」の下に「又は名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）第十九条各項の決定」を加える。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合